

短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護 重要事項説明書

1 事業所の概要

事業所名	永井病院 介護医療院
所在地	高知市春野町西分2027-3
管理者名	市川 徳和
電話番号	088-894-6611
FAX番号	088-894-6612
事業者指定番号	39B0100082

2 設備の概要

定員		52 名	
居室	個室	2室	
	2人部屋	3室	1室 13 m ²
	4人部屋	11 室	1室 25 m ²
機能訓練室	1室	訓練マット・平行棒・牽引治療器・ホットパック 極超短波治療器・干渉波治療器・他	
談話室・食堂	2室	各室 99.4 m ²	
浴室	3室	一般浴槽と特殊浴槽があります。	

3 職員の配置状況

(1) 主な職員の配置状況

職種	員数（常勤換算）
管理者	1名
医師	2 名以上
看護職員	10 名以上
介護職員	20 名以上
介護支援専門員	1 名
薬剤師	1 名以上
管理栄養士	1 名以上
その他の職種	必要数

(2) 主な職種の勤務体制

職種	勤務体制	
医師	毎週月～金曜日	8:30～17:30
薬剤師	毎週月～金曜日	8:30～17:30
介護支援専門員	毎週月～金曜日	8:30～17:30
看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員	
	早朝： 7:00～8:30	1名
	日中： 8:30～17:30	6名
	夜間： 17:00～7:00	1名
介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員	
	早朝： 7:00～8:30	3名
	日中： 8:30～17:30	6名
	夜間： 17:00～7:00	2名

※ 土日は上記と異なります。

(3) 職員の研修体制

職員の資質の向上を図るため、下記のとおり研修を行っています。

- ① 新人研修:採用後1年以内。院内勉強会、外部研修、OJT(プリセプター制)。
- ② スキルアップ研修:院内勉強会、外部研修。

4 虐待防止に関する事項

- (1) 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のために次の措置を講じます。
 - ア.虐待を防止するための従業者に対する研修の実施、委員会の開催
 - イ.利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - ウ.その他虐待防止のために必要な措置、指針の整備
- (2) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
- (3) 責任者 看護師長

5 身体拘束に関する事項

事業者は、原則として入居者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者又は養護者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最低限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性:直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人又は他人の生命・身体に危険が及ぶことを防止することができない場合

- (2) 非代替性:身体拘束以外に、利用者本人又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合
- (3) 一時性:利用者本人又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます

6 ハラスメントに関する事項

事業者は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して、働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

- (1) 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要か相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。
 - ア.身体的な力を使って危害を及ぼす(及ぼされそうになった)行為
 - イ.個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
 - ウ.意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為
 上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族が対象となります。
- (2) ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案が発生しないための再発防止策を検討します。
- (3) 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。
また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。
- (4) ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

7 事業継続計画の策定等

事業者は、業務継続計画(BCP)の策定にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続してサービスの提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施します。

8 サービス内容及び利用料金

(1) 介護保険給付対象サービス

＜サービス内容＞

種類	内容
食事	・ 管理栄養士・栄養士の立てる献立表により、栄養、入所者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。 (ただし食材料費は給付対象外です。) ・ 食事はできるだけ離床して食堂でとっていただけるよう配慮します。 (食事時間) 朝食 7:30～ 昼食 12:00～ 夕食 18:00～
医療・看護	・ 入所者の病状にあわせた看護・介護を提供します。 ・ 必要がある場合には適宜診察します。

排泄	・ ケアプランに沿って入所者の状況に応じた適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。 ・ おむつを使用する方に対しては、1 日3～4回交換を行うとともに、必要な場合はこれを超えて交換を行います。
入浴	・ ケアプランに沿って入浴を行います。 ・ 寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴もできます。
機能訓練	・ 必要な方はケアプランに沿って行います。
健康管理	・ 医師や看護職員が健康管理を行います。
その他	・ ケアプランに沿って状態に応じた離床に配慮します。 ・ 生活のリズムを考え、清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。 ・ 日程によっては、短期入所の方も季節的な行事、音楽鑑賞会などの参加をします。

9 サービス利用料金

(令和 6 年 4 月 1 日 改定)

【 1 】介護保険給付対象サービスを利用する場合は、1 日あたり下記の自己負担額をお支払いいただきます。

※当院サービス費は療養環境減算をした金額を記載しております。

要介護度		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
当院 サービス費	個室	7, 280円	8, 430円	10, 860円	11, 900円	12, 830円
	多床室	8, 440円	9, 560円	12, 000円	13, 030円	13, 960円
自己負担金 (1 割)	個室	728円	843円	1, 086円	1, 190円	1, 283円
	多床室	844円	956円	1, 200円	1, 303円	1, 396円

介護予防		要支援 1	要支援 2
当院サービス費	個室	5, 530円	6, 910円
	多床室	6, 160円	7, 770円
自己負担金 (1 割)	個室	553円	691円
	多床室	616円	777円

滞在費・食費に係る費用

		滞在費	食費
一般	個室	3, 000円	朝 380円 昼 520円 夜 550円
	多床室	1, 500円	
利用者負担 第 1 段階	個室	550円	300円
	多床室	0円	
利用者負担 第 2 段階	個室	550円	600円
	多床室	430円	
利用者負担 第 3 段階①	個室	1, 370円	1, 000円
	多床室	430円	
利用者負担 第 3 段階②	個室	1, 370円	1, 300円
	多床室	430円	

上記いずれかの居住費、食費×日数

※ 滞在費・食費については介護保険負担限度額認定証を受けている場合は、同証に記載している負担限度額とします。一般の方の滞在費・食費については物価の変動により変わる場合があります。

介護保険給付対象サービス費加算の自己負担 ※1割負担の場合

(★印がついているものは、今後算定が可能になった時点で順次加算されます。)

夜間勤務等看護(Ⅳ)	1日につき7円
認知症行動・心理症状緊急対応加算(7日限度)	1日につき200円
緊急短期入所受入加算(7日限度)	1日につき90円
送迎加算 ※	片道 184円
口腔連携強化加算★	1月に1回50円
療養食加算(1日3回を限度)	1回につき8円
緊急時施設診療費 (月に1回連続する3日を限度)	1日につき518円
認知症専門ケア加算(Ⅰ)★	1日につき3円
認知症専門ケア加算(Ⅱ)★	1日につき4円
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	1月につき10円
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	1日につき18円

※利用者の心身状態、家族等からみて送迎を行うことが必要と認めた場合、居宅と事業所間の送迎を行います。特別な送迎として当施設の通常のサービス提供地域以外の方で、ご希望の方は介護保険給付対象外の料金として実費をいただきます。

【2】特別診療費の自己負担額 ※1割負担の場合

感染対策指導管理	1日につき6円
褥瘡対策指導管理(Ⅰ)	1日につき6円
薬剤管理指導	1回につき350円
医療情報提供(Ⅰ)	1回につき220円
医療情報提供(Ⅱ)	1回につき290円
理学療法(Ⅰ)	1回につき123円
作業療法	1回につき123円
リハビリ体制強化加算	1回につき35円
リハビリテーション計画加算	初回につき1回480円
リハビリテーション日常動作訓練指導加算	1回につき300円
言語聴覚療法	1回につき203円
摂食機能療法	1日につき208円
重度療養管理	1日につき125円

介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	サービス費の5.1%
----------------	------------

※ 保険料の滞納などにより、市町村から保険給付金が支払われない場合は、一旦利用料金(10割)をいただき、サービス提供証明書及び領収書を発行します。サービス提供証明書及び領収書を後日、市町村の介護保険課の窓口提供しますと、利用料金と自己負担額との差額の払い戻しを受けることができます。

【 3 】介護保険給付対象外の料金として

入院時生活セット(CS セット) ※身の回りに必要な日常生活用品などのレンタルサービスのご案内をしております。	ショートプラン 324円／日額(税抜)
特定の医療行為に対する自己負担金	

【 4 】支払方法及び期日

月末締めで翌月に請求書をお渡ししますので、翌月末までに当事業所受付にてお支払い下さい。

【 5 】キャンセル料について

利用者の都合でサービスの利用をキャンセルする場合は、すみやかにご連絡いただくか、遅くともサービス利用開始日の前日午後3時までにご連絡下さい。午後3時以降のキャンセルは、キャンセル料をいただく場合がありますので、ご了承ください。但し、利用者の容態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要です。

＜キャンセル料＞

キャンセル期日	キャンセル料
利用開始日前日の午後3時まで	なし
利用開始日前日の午後3時以降	1日の利用料金の10%

10 営業日及び予約の方法

営業日	毎日 8:30～17:30
予約の方法	医療相談室

11 当事業所の運営方針

居宅要支援、要介護者が、自立をめざし家族と共に安定した家庭的、社会的生活が長期継続して行われるよう、利用者及び家族の希望に応じ、介護医療院において短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護サービスを提供し、利用者及び家族への支援に勤めます。

12 相談窓口・苦情対応

(1) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

当法人利用者相談窓口	電話番号 088-894-6611
	FAX番号 088-894-6612
	医療相談室
	対応時間 8:30～17:30(平日) 8:30～12:30(土曜)

(2) 公的機関においても、次の機関に対して苦情の申し立てができます。

高知市介護保険相談窓口	所在地 高知市本町5丁目1-45
	電話番号 088-823-9972(事業係)
	FAX番号 088-823-8390(介護保険課)
	対応時間 8:30～17:15
土佐市長寿政策課介護保険班	所在地 土佐市高岡甲1792-1 (土佐市保健福祉センター内)
	電話番号 088-852-1124(介護保険班)
	FAX番号 088-850-2433(長寿政策課)
	対応時間 8:30～17:15
高知県国民健康保険団体連合会 (国保連合会)	所在地 高知市丸ノ内2-6-5
	電話番号 088-820-8410・8411
	FAX番号 088-820-8413
	対応時間 9:00～12:00/13:00～16:00

13 施設利用にあたっての留意事項

面会時間	面会時間 8:00～20:00 来訪者は、必ずその都度職員に届け出下さい。
外出	外出される場合には事前に外出届けをお出しください。
居室、設備、器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただくことがあります。
喫煙	改正健康増進法により、施設敷地内は禁煙です。
迷惑行為等	騒音等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。
金銭、貴重品の管理	原則として、持ち込みはお断りします。 持ち込みの場合は本人管理とさせていただきます。特別な事情がある場合はご相談下さい。
所持品の持ち込み	できるだけ必要最小限度(下着、着替え、その他)でお願いします。 持ち物に名前の記入をお願いします。
宗教活動	宗教への勧誘活動は禁止します。

14 当法人の概要

名称・法人種別	医療法人 永島会
代表者氏名	理事長 市川 素子
当法人所在地・電話番号	高知市春野町西分2027-3
業務の概要	病院、訪問介護、第1号訪問事業、訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション、短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護、居宅介護支援事業所、介護医療院
事業所数	11

15 その他

短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護サービスの提供時における事故が発生した場合(送迎時含む)は、直ちに院長・主治医・医療安全管理委員会に報告し、適正な対応を行うとともに、当該利用者の家族等に対して連絡を行います。その後、市町村(行政)へ報告します。また、損害賠償をすべき事故に対しては速やかに賠償を行います。